なよろの除雪

平成25年12月1日　発行　第8号
編集　建設水道部都市整備課
電話　01655-3-2511（代表）
FAX　01655-3-3450
e-mail　NY-douroiji@city.nayoro.lg.jp

5月から、除雪についての情報やお知らせを『なよろの除雪』と題して発行しています。

第８号となる今月号は、**「名寄市の新しい除排雪方式について」**です。

名寄市では昨年度の大雪等を踏まえ、新たな除排雪方法を試行し、冬の安心、安全に生活できるように対応します。新たな除排雪方法の試行について、市民の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

新たな除排雪方法

○除雪幅員の設定

今年度から市の除雪する道路を重要幹線道路、幹線道路、生活道路の３種類に分類して各種におよその基準となる除雪幅員を設定しました。

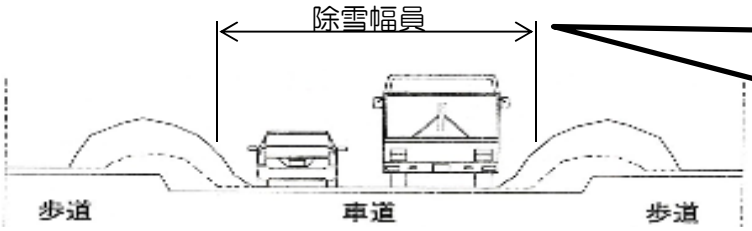

除雪作業でかき分けた雪を車道と歩道の間に押し付けて行くと徐々に幅員が狭くなります。幅員が規定の除雪幅以下になる場合は重要幹線道路はカット排雪作業、幹線道路では積上げ除雪で対応し、その他の生活道路については除雪により幅員の確保に努めます。

○積上除雪の試行

幹線道路において道路幅員が基準の除雪幅員以下になった場合、小型ロータリー車を使い雪堤に道路の雪を積み上げることで幅員を確保します。

従来の道路状況（12月中旬～2月下旬）

排雪が間に合わない路線は、すり鉢状になり危険な状態となっていた。

積上げ除雪の実施

雪堤に雪を積み上げることで幅員を拡げ、交通網を確保します。（積上げ除雪は幹線で実施します。）

※裏面に重要幹線・幹線道路の図面がありますのでご覧ください。

名寄市からのお願い

市では冬の市民生活を守るためにパトロールを実施し、悪質な雪だしや路上駐車に対しては地域や警察と連携して指導や対策を進めて行きます。

雪だしや路上駐車は法律に触れる行為ですので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

○道路への雪だしを禁止する法令

道路法　第４３条第２項（要約）

道路に土石等の物件をたい積し交通の支障となる行為をした場合

罰則：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

道路交通法　第７６条第３項（要約）

交通の妨害となるような方法で物件を道路に置いた場合

罰則：3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

道路交通法　第７６条第４項（要約）

道路又は交通の状況により、公安委員会が、通行に危険を生じさせ、著しい交通の妨害となる恐れがあると定めた行為

罰則：5万円以下の罰金

○路上駐車を禁止する法令

自動車の保管場所の確保等に関する法律
第１１条(要約)

道路を自動車の保管場所としてはならない

罰則：3ヵ月以下の懲役又は20万円以下の罰金

同法律　第１１条第２項（要約）

１．自動車を同一の場所に１２時間以上続けて駐車した場合
２．自動車を夜間(日没から日出まで）に同一の場所に８時間以上続けて駐車した場合

罰則：5万円以下の罰金